

PTA 運営細則

1. 本細則の目的

本細則は PTA 運営に関わる具体的要領を規定することにより「PTA 会則」を補則し、PTA 活動の効率的運営と継続的發展を促進することを目的とする。

2. 本細則の承認

本細則の制定、改廃は PTA 委員会の承認による。

3. PTA 活動

PTA の目的達成のため、主として以下の諸活動を行う。

- (1) 本校教育活動に関わる直接的な協力・支援活動
- (2) 本校教育環境の整備・改善等に関わる活動
- (3) 生徒・保護者の社会・家庭教育の促進、支援及び文化活動等の学校外活動
- (4) 広報、渉外活動等、PTA 運営に必要な活動

4. 委員及びオブザーバー

本会には次の役職を置く。

(1) 学校委員

校長 1 名 教頭 1 名 事務長 1 名 教務主任 1 名

(2) 役員

会長 1 名 副会長 1 名 事務局長 1 名 副事務局長 1 名

各委員会委員長 1 名 ずつ 事務局各部長 1 名 ずつ

- ・ 会長、副会長の任務は PTA 活動を円滑に進めること。会長は PTA を代表し、学校運営委員会への出席要請をすることができる。
- ・ 事務局長は、各委員と協力して、校長並びに会長を補佐し、PTA の運営全般の業務を行う。
- ・ 各委員会委員長は各委員と協力して委員会活動を行う。
- ・ 事務局各部長は PTA 全体の会計、総務及び広報業務を行う。
- ・ 役員の任期は当該年度の始めから翌年度の総会までの 1 年間、または役職により 2 年間とするが、次期役員が選出されない場合は、選出まで任期が延長されるものとする。また、再任をさまたげない。

(3) 学級委員

- ・ 各学級から選出された学級委員。尚、学級委員については、各世帯から選出された 1 名を代表者とするが、原則として、夫婦が共同でその任務と責任を担うものとする。
- ・ 学級委員は定期的開催される PTA 委員会に出席するとともに、本細則第 6 項にしたがって、PTA 委員として委員会活動を実施する。
- ・ 学級委員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間、または PTA 委員会の役職により 2 年間とする。

(4) 学校運営委員会からのオブザーバー

- ・ 学校運営委員会を代表して、運営委員 1 名が PTA 委員会に出席することができる。

(5) 監事

- ・ 学校運営委員会を代表して、各年度終了後、PTA 予算の会計監査を実施する。

5. 会議

(1) PTA 総会

会則に基づく。

(2) PTA 役員会

会則に基づく。

(3) PTA 委員会

会則に基づく。

(4) 学級での PTA 活動（学級懇談会等）

PTA 会員並びに学級担任で構成し、必要に応じて、学級委員または学級担任が招集する。学級での PTA 活動に必要な事項等を討議、決定する。

会員は、年度初に定められる PTA 活動計画にしたがって、割り当てられた PTA 活動に積極的に参加する。

6. 委員会活動

PTA 委員会に以下の委員会を設け、年間活動計画及び委員会の決議に基づき PTA 全体活動を分担、実行する。

- (1) 運動会委員会
- (2) 図書委員会
- (3) 古本市委員会
- (4) 事務局

各学級（学年）から選出された学級委員は、原則として PTA 委員としていずれかの委員会に所属し、各委員会活動の計画、実行にあたるものとする。

- ・ 委員会の委員長は、各委員会のメンバーの中から選出される。
- ・ 委員会の活動内容は、PTA 委員会及び役員会に報告し、承認を得るものとする。
- ・ 各小委員会の分担活動内容は本細則第 3 項に準拠した内容とする。

7. 役員、委員の選出

(1) 会長

PTA 会長選出要項に基づく。

(2) 副会長

PTA 会長が会長の補佐並びに会長不在時の代行として副会長を指名する。

(3) 事務局長

PTA 事務局長は、原則として前年度事務局副局長が新年度を担当することとする。

(4) 各委員会委員長及び事務局各部長

各年度の初めに、原則として本校在籍 1 年以上の PTA 委員の中から PTA 委員会で選出するものとする。

(5) 学級委員

各年度の初めに、各学級ごとに別途定める PTA 学級委員選出要項に従って選出するものとする。

8. 会費

- (1) PTA 役員会、または PTA 委員会で年間予算計画に基づき定める年会費は、1 会員（1 世帯）毎に徴収される。
- (2) 年会費は、年一回 PTA 役員会、または PTA 委員会が定める日に在籍している会員から徴収される。
- (3) PTA が定めた日以前に退学する会員と、以降に編入学する会員の当年度の年会費は、徴収しない。
- (4) 子女が在籍していない全ての職員の年会費は、学校が定める採用規則に基づき徴収日に正規職員と認められるものから徴収する。

9. 会計規則

- (1) PTA 会計は会則に定める会費、寄付金及び PTA 活動による収益金をもって構成する。
- (2) 会計管理は会長の監督の下に会計が行う。
- (3) 会長は委員会に予算を提出し、その承認を得るものとする。
- (4) 会計支出はこの予算に基づき、会長承認の下に会計が行う。
- (5) 会長は、運営委員会にて監査を受け、委員会に決算を報告し、総会にてその承認を得るものとする。

10. 改正

本細則は 1992 年 2 月 1 日より改正する。
本細則は 1994 年 4 月 23 日より改正する。
本細則は 1998 年 6 月 6 日より改正する。
本細則は 1999 年 2 月 6 日より改正する。
本細則は 2003 年 4 月 1 日より改正する。
本細則は 2004 年 3 月 6 日より改正する。
本細則は 2005 年 3 月 5 日より改正する。
本細則は 2006 年 3 月 4 日より改正する。

本細則は 2007 年 2 月 3 日より改正する。
本細則は 2010 年 1 月 9 日より改正する。
本細則は 2011 年 1 月 8 日より改正する。
本細則は 2012 年 1 月 7 日より改正する。
本細則は 2013 年 1 月 12 日より改正する。
本細則は 2016 年 3 月 5 日より改正する。